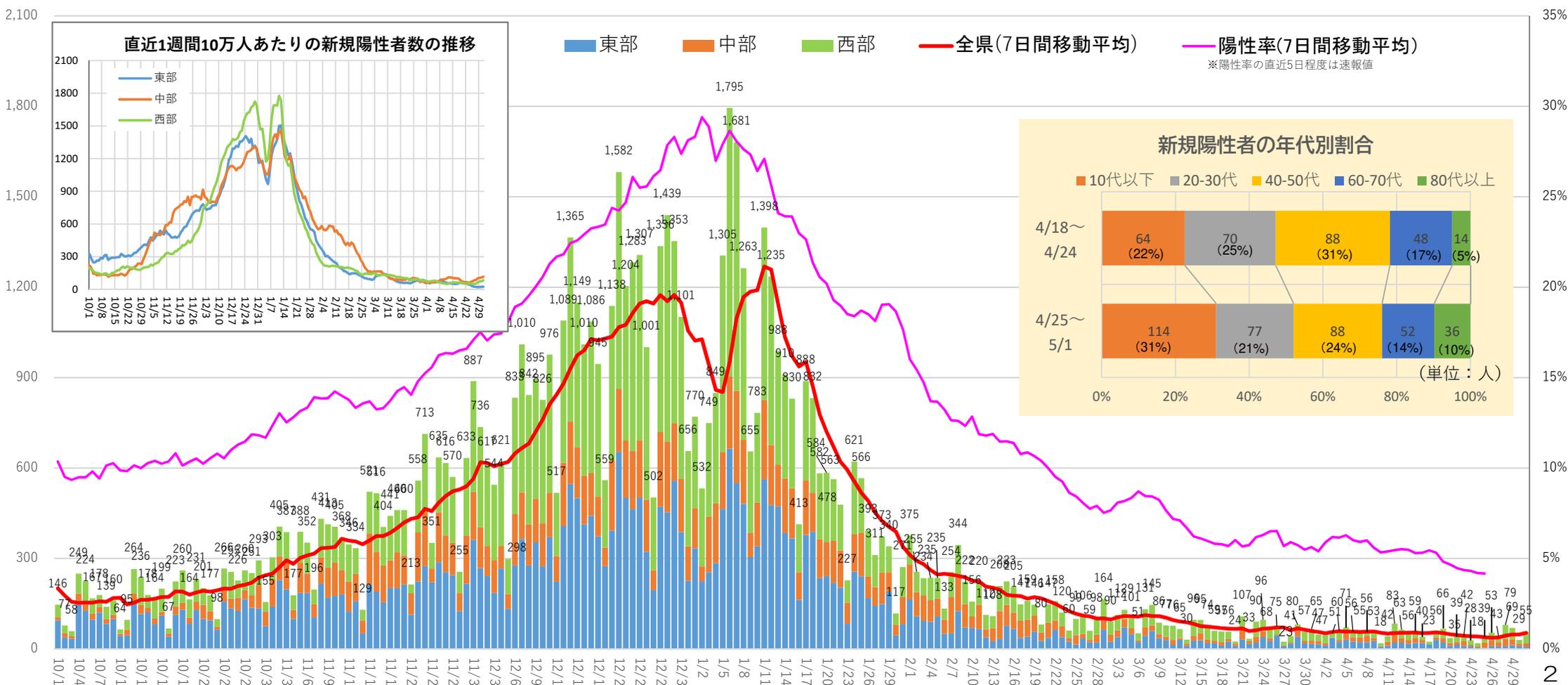


鳥取県新型コロナウイルス感染症対策本部（第425回）

- 日時：令和5年5月1日（月）午後3時から
- 場所：鳥取県庁災害対策本部室（第2庁舎3階）
- 出席：知事、副知事、統轄監
新型コロナウイルス感染症対策本部事務局、危機管理局、総務部、福祉保健部、教育委員会
（テレビ会議参加）
東部地域振興事務所、中部総合事務所、西部総合事務所、日野振興センター
鳥取市保健所長
公益社団法人鳥取県医師会 渡辺会長
一般社団法人鳥取県東部医師会 石谷会長
公益社団法人鳥取県中部医師会 安梅会長
一般社団法人鳥取県薬剤師会 原会長
公益社団法人鳥取県看護協会 松本会長
鳥取大学医学部 景山教授（アドバイザー）
千酌教授（アドバイザー）
- 議題：
 - （1）県内の感染状況について
 - （2）5月8日以降の新型コロナウイルス感染症対策について
 - （3）その他

鳥取県の新型コロナウイルス感染症新規陽性者数の推移等

- 新規陽性者数は、直近1週間は前週比1.29と増加傾向
- 中部・西部地区では医療機関・保育所等でのクラスターが確認されており、高齢者・小児の割合が増加
- 流行の主流となる変異株も変わりつつあり、大型連休後の増加が懸念される



県内におけるオミクロン新系統の発生状況

○3月に県内初確認されたXBB.1.9.1、XBB.1.5の増加が顕著

・「XBB.1.9.1」:3月5件→4月6件、「XBB.1.5」:3月1件→4月7件

○県内では従来のBA.5系統(BA.5.2、BA.5.2.1、BF.5等)から、より免疫逃避能があると指摘される新系統(XBB等組換え体、BF.7系統)に置き換わりが進む

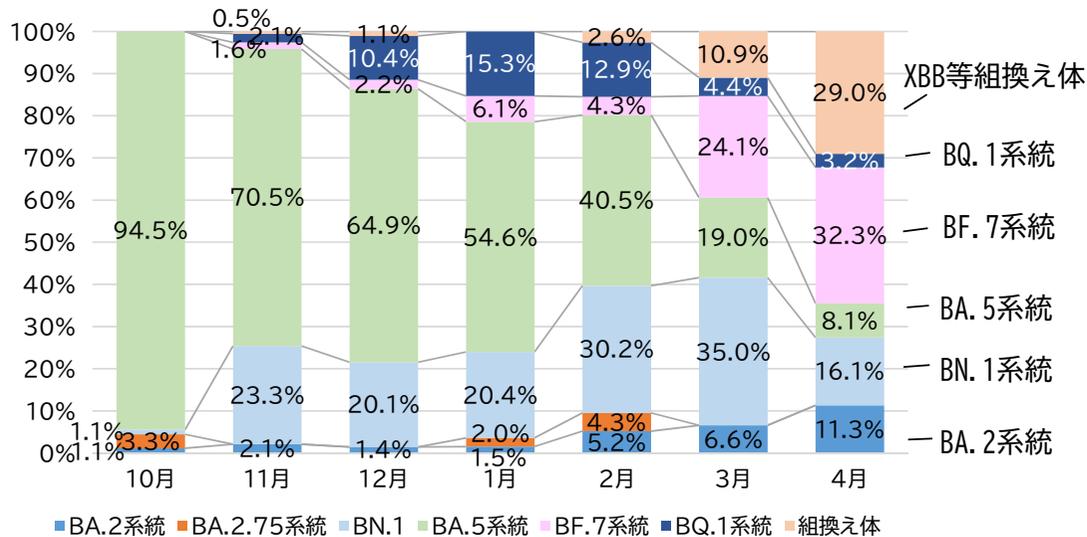
・「BF.7系統(BA.5.2.1系統)」が増加:2月4.3%→3月24.1%→4月32.3%

・「XBB等組換え体」は3月以降増加:2月2.6%→3月10.9%→4月29.0%(XBB.1、XBB.1.5、XBF等。)

・2~3月に多く検出されていた「BN.1系統(BA.2.75系統)」は4月は減少

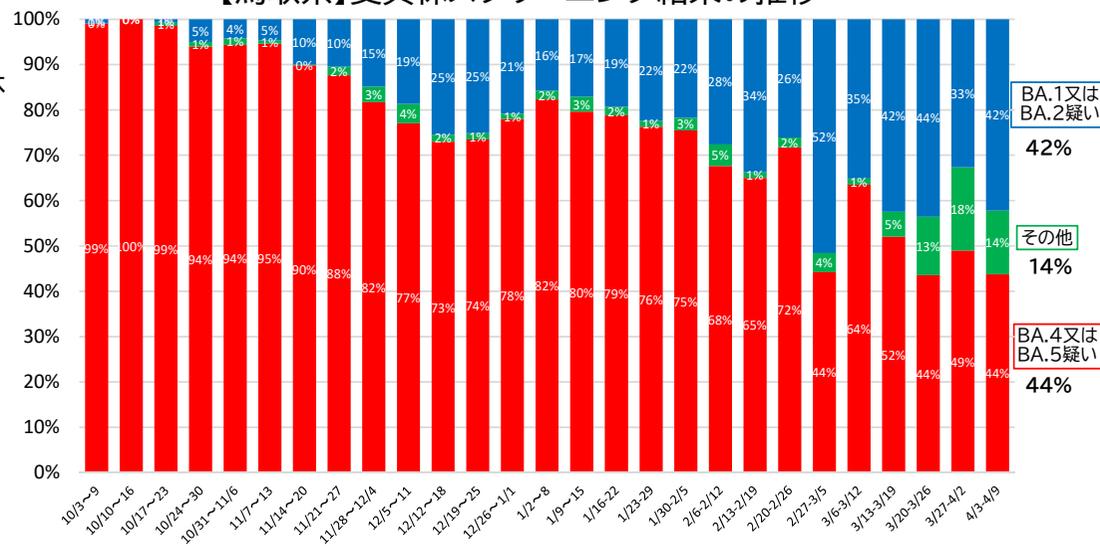
・変異株スクリーニング検査は、XBB等組換え体を含むBA.2系統疑い(L452R陰性及びその他)の割合が増加傾向

【鳥取県】ゲノム解析結果の推移(割合)



※今後追加解析により変動あり

【鳥取県】変異株スクリーニング結果の推移



【政府決定】R5.5.8に新型コロナの5類移行・政府対策本部廃止

新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけの変更等に関する対応方針 (R5.1.27 政府新型コロナウイルス感染症対策本部決定)

「新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけについて」(R5.1.27厚生科学審議会感染症部会)を踏まえ、オミクロン株とは大きく病原性が異なる変異株が出現するなどの特段の事情が生じない限り、5月8日から新型コロナウイルス感染症(COVID-19)について、感染症法上の新型インフルエンザ等感染症に該当しないものとし、5類感染症に位置づける。

なお、位置づけの変更前に改めて、厚生科学審議会感染症部会の意見を聴いた上で、予定している時期で位置づけの変更を行うか最終確認した上で実施する。

R5.4.27開催の厚生科学審議会感染症部会において、病原性が大きく異なる変異株の出現等の科学的な前提が異なるような特段の事情は生じていないことが確認された。

➡政府は、5月8日に新型コロナウイルス感染症を感染症法上の5類感染症に位置付けるとともに、政府対策本部会議の廃止を決定した。

【本県の対応方針案】

5月8日をもって、特措法に基づく鳥取県新型コロナウイルス感染症対策本部を廃止する。
なお、円滑な移行を行うため、当面の間、任意の対策本部を継続する。

5月8日以降の新型コロナウイルス感染症対策

5類移行後は、新設する鳥取県感染症対策センター(鳥取県版CDC)を中心として、国内外の新型コロナウイルス感染症の感染動向、変異株の発生状況、医療機関のひっ迫状況などの情報を収集・分析し、9波の波を早期にとらえ、県民の健康・命を守る体制を早期に構築する。

鳥取県感染症対策センター(県版CDC)

<感染情報>

- 新規陽性者数
- 感染推移
- 年代別感染者
- クラスタ発生状況
- 変異株発生情報

<流行状況の分析>

- 感染動向の分析(感染症対策局、保健所)
- クラスタ対策検討(感染症対策局)
- 鳥取県版コロナ警報など新たな指標の検討(感染症対策局)
- 新たな変異株の分析(衛生環境研究所)

<医療ひっ迫情報>

- 確保病床使用率
- 入院者数
- 医療機関での感染者状況

<医療ひっ迫への対策検討>

- (感染症対策局、健康医療局)
- 必要な病床数の検討
- 外来ひっ迫の対応検討
- 医療ニーズの把握(困難事案検討、防護具手配等)

分析・対策検討への参画

感染症専門監(千酌教授・尾崎教授)

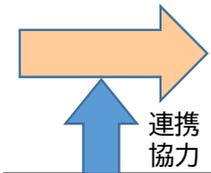
対策の実施

感染症情報の公表

- ※感染情報(週報)
- ※クラスタ状況(都度)
- ※コロナ警報(状況に応じ)

県民への感染対策の
お願い

感染状況に応じた
医療提供体制の整備
※病床の確保



県医師会
地区医師会
看護協会
薬剤師会

5類移行後(5月8日以降)の新型コロナ警報等の発令

区分	現在	5類移行後の発令
①新型コロナ警報	最大確保病床利用率により発令	5/8以降に集計する新規陽性者数やコロナ入院患者数を基に、鳥取県感染症対策センター(県版CDC)で新たな基準等を設定し注意報・警報を発令していく
②感染警戒情報	新規陽性者数により発令	

5類移行後(5月8日以降)の新規陽性者数等の公表方法

区分	現在	5類移行後の公表内容	公表時期
①新規陽性者数	前日に判明した全陽性者数を毎日公表 (最終:5/8公表)	定点医療機関から報告された前週1週間(月曜～日曜)の新規陽性者数	[速報]毎週水曜日 ※初回:5/17予定 [詳報]毎週金曜日
②集団感染事例	5名以上発生した事例の報告を受け、都度公表	<公表項目> 施設種別、地域(市郡別)、陽性者数 <対象施設> ①社会福祉施設(高齢者施設・障がい者施設・保育所等)・医療機関 ・陽性者が10名以上又は全利用者の半数以上発生した事例 ②学校等(学校、幼稚園等) ・臨時休業事例(学級閉鎖、休校等)	発生の都度
③死亡者数	医療機関からの報告により都度公表	今後国が人口動態統計で把握し公表 ※総死亡者数:2か月後、死因別死亡数:5カ月後目途	

医療提供体制の移行計画

1. 入院体制

- これまでの入院協力医療機関に加え、**県内全病院がコロナ患者の入院受入れに対応**



- 類型変更後も症状の重い患者が速やかに入院できるよう、**経過措置として9月までコロナ病床を確保**
- 確保病床**には基本的に**中等症Ⅱ以上の患者を受け入れ**、各医療圏で対応が完結できるよう、**第8波における圏域単位の中等症Ⅱ以上の患者数の最大値を上回るコロナ病床を常時確保** ※中等症Ⅱ:酸素投与が必要、中等症Ⅰ:呼吸困難・肺炎の所見など
- 妊婦、透析患者、病状悪化した高齢者等**、通常医療での対応が困難と判断される患者については、**コロナ病床確保病院が受入れを柔軟に判断**

<5/8以降の「コロナ病床」確保計画>

フェーズ	東部	中部	西部	合計
3	116床	47床	124床	287床
2	45床	15床	49床	109床
1	27床	11床	29床	67床
【参考】第8波における中等症Ⅱ以上の入院者数の最大値	19人	11人	21人	51人

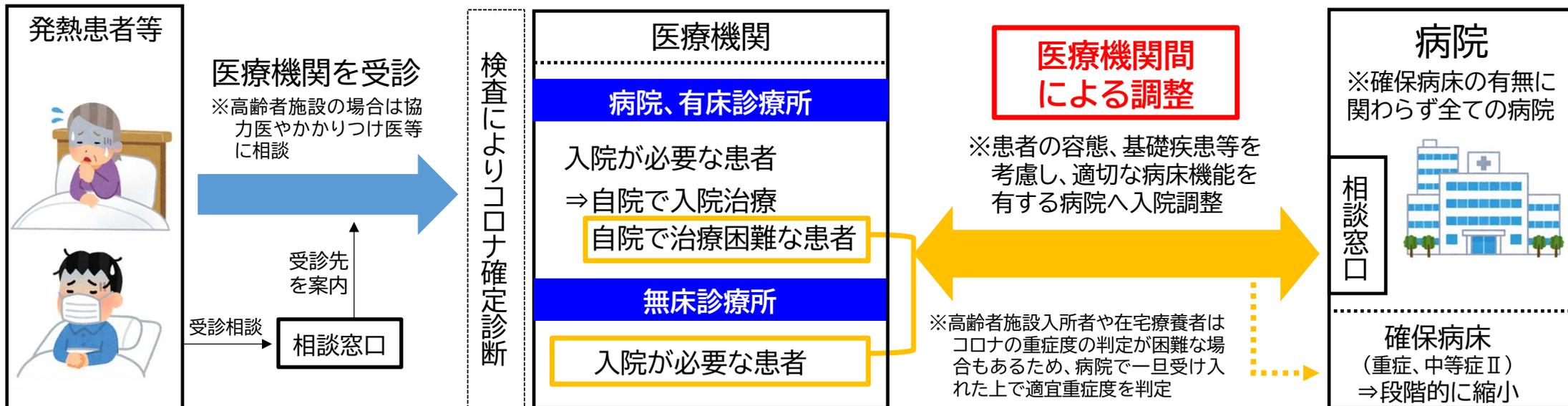
※これらの病床のほか、コロナ患者は全43病院での受入れへ拡大

- 重症化率の増加や第8波を凌ぐ感染爆発による**病床逼迫への備えとしてフェーズ3まで設定**
- 当面はフェーズ2からスタート**し、感染状況、入院医療の状況に応じてフェーズを柔軟に変更していく

医療提供体制の移行計画

2. 入院調整体制

- **入院が必要と医師が判断したコロナ患者**については、
 - ・ **病院、有床診療所の場合、自院での入院受入れが基本**（コロナ確定診断時に入院中であれば入院継続）
 - ・ 病院等であっても**自院での治療が困難又は無床診療所の場合、患者の容態や基礎疾患等を考慮の上、医療機関間で適切な入院先を調整**
- **高齢者施設入所者や在宅療養者**については、**協力医やかかりつけ医との連携体制を強化**するとともに、**重症度の判定が困難な場合、病院で一旦受け入れた上で適宜重症度の判定を行い、適切な入院先を調整**



高齢者等に対する医療の確保と重症化予防

5月8日以降も感染対策を支援するとともに、医療機関との連携強化により重症化予防を図る。

〔社会福祉施設〕



感染対策

- ◇鳥取県福祉・医療施設感染対策センターによる感染状況の把握
- ◇PCR補助金による検査支援
- ◇施設の要請により、職員・入所者へのワクチン追加接種
- ◇陽性者発生施設への感染管理認定看護師の派遣

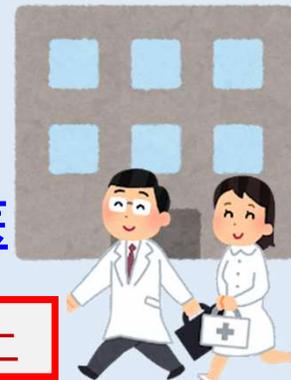
施設内療養

- ◇往診、遠隔診療を行う医師の派遣
- ◇陽性者が多数発生したことによる介護職員不足時の応援派遣
- ◇施設内療養体制の確保に対する財政支援

連携

①診療依頼

嘱託医
協力医
かかりつけ医



②治療・投薬による重症化防止

③入院調整

○入院が必要と医師が判断した患者

相談窓口

〔病院〕



社会福祉施設の感染対策の徹底

- 従来のBA.5系統より免疫逃避能があるとされる新系統への置き換わりや、今後第9波が起こり、第8波より大規模な流行となる可能性も指摘されています。
- 各施設におかれましては、改めて感染対策の徹底をお願いします。
- 5月8日より、高齢者のワクチンの追加接種が開始されます。積極的な接種対応をお願いします。

感染拡大防止対策の再確認・再徹底

◆職員からの感染防止の徹底

- ・不調を感じたら出勤しない、積極的な検査実施。

◆風が吹き抜ける施設環境づくり

- ・空気の通り道を意識して、2か所以上の窓を常時開放。

◆基本的な感染対策を確実に実施

- ・食事の際のパーテーションと隣との間隔、職員休憩室での密回避、頻回かつ丁寧な消毒、マスクを付けられない利用者のケアの際の感染対策徹底(フェイスシールドなど)等。

医師・医療機関と連携し、療養体制を確保

◆医師、医療機関と普段から連携

- ・協力医療機関、利用者のかかりつけ医等と平時から連携し、陽性者を早期発見し、感染拡大防止と早期治療につなげてください。
- ・各施設が実施するPCR検査等に対しては当面の間、支援を継続します。

◆施設内療養体制の確保

- ・引き続き施設内療養の発生が想定されます。ゾーニング対応とともに、医療機関等と連携を図りながら、コロナ治療薬の投与など、適切な療養体制の整備をお願いします。

◆ワクチンの追加接種

- ・施設入所者のワクチン接種を推進。

医療機関における院内感染対策

- 5/8以降は、自院での入院受入れが基本となりますが、コロナ重症、中等症Ⅱの場合は、県で必要な病床を確保しますので、適切な転院調整をお願いします。
- ハイリスク者が多く利用される医療機関の感染対策への支援を継続します。各医療機関におかれましても、改めて基本的な感染対策の徹底をお願いします。

現在、医療機関でのクラスター発生が続いています。

【最近確認された院内感染事例】

- ・職員をきっかけに、接触した患者を経由して感染拡大した可能性のある事例
- ・手指消毒等の職員の感染対策の不徹底により感染拡大した可能性のある事例

- 院内に持ち込ませない対策と初動対応の強化について改めて確認、徹底をお願いします。
- 新しいスタッフに対する感染対策に係る教育研修等をお願いします。
⇒基本的な感染予防策に関する動画(R4.11月に開催した研修会の内容)を公開していますので、積極的にご活用下さい。
【内容】手指衛生の方法、N95マスク等の取扱い、PPEの着脱方法等

【報告基準】・7日間で5人以上の院内感染(集団発生)が確認された場合、速やかに報告。

◎報告基準に限らず院内感染対策について必要な支援(感染制御専門家チームの派遣等)については、福祉・医療施設感染対策センター(医療機関担当)へ御相談下さい。

【医療従事者向けのワクチン接種】・医療従事者の方は、5/8から8月末までの令和5年春接種の対象です。ワクチン接種を是非ご検討下さい。

5月8日から開始の高齢者等へのワクチン追加接種を是非ご検討ください！

- **高齢者等を対象にした追加接種を5月8日から開始します。**
- 現在、県内における感染状況は比較的落ち着いているところですが、**第9波以降に備え、基本的な感染対策に加えてワクチン接種も重要**になります。
- 対象の方はオミクロン株対応2価ワクチンを**期間中に1回追加接種**できますので、重症化予防のためにも**ワクチン接種を是非ご検討ください。**

【対象者】 65歳以上の高齢者や5～64歳までの基礎疾患を有する者、医療従事者や介護従事者等で、初回接種(1・2回)を完了しており、前回の接種から3か月経過した方

【接種期間】 5月8日(月)から8月31日(木)まで

【接種場所】 個別の医療機関又は市町村の集団接種会場等

県営出張接種会場：5月20日(土)・21日(日) 三朝町総合文化ホール
6月11日(日)・25日(日) 倉吉市人権文化センター

⇒ **市町村の要望に応じてオンデマンド型の県営出張接種会場を開設します。**

市町村の集団接種会場(開設予定)：鳥取市、境港市、八頭町、三朝町、北栄町、日南町、日野町、江府町



※接種についての詳しい情報は、お住まいの市町村からのお知らせやホームページなどでご確認ください。

お子様へのワクチン接種を是非ご検討ください！

- **子どもの感染が引き続き発生**しています。
- ワクチン接種により**感染・重症化予防効果が期待**できますので、**お子様へのワクチン接種を是非ご検討ください。**

※5月8日以降も小児科医等で接種が可能です。かかりつけの小児科医にご相談の上、接種をご検討ください。

5/8以降の学校における感染防止対策について

- ◆今後第9波が起こり、第8波より大規模な流行となる可能性も指摘されています。
- ◆5/8以降、新型コロナが5類感染症へ移行されますが、児童・生徒が充実した学校生活を送れるよう、感染状況に応じて基本的な感染防止対策に心がけてください。

体調管理の徹底

児童生徒及び教職員の体調管理を徹底し、**症状がある場合は無理をせず医療機関を受診し自宅療養を推奨**

基本的な感染対策の継続

- ✓ 手洗い等の手指衛生
- ✓ 常時換気

(常時換気が困難な場合は、2方向の窓を同時に開放した換気)



マスク

- 児童生徒、教職員とも、**マスクの着用は任意とする**
 - 感染状況拡大時や通学・通勤時の混雑する場面、医療機関や高齢者施設等を訪問する場合は、着用を推奨
- (留意点)
- ・基礎疾患や感染不安などによりマスク着用する児童生徒や、健康上の理由で着用できない児童生徒に対し、**マスク着脱を強いることのない**ようにする。
 - ・**マスク着用の有無による差別・偏見等がない**ようにする。

基本ルールの見直し【学校における新型コロナ衛生管理マニュアル（文科省）改訂】

- 児童生徒が感染した場合
⇒**学校の出席停止** **発症した後5日を経過し、かつ、症状が軽快した後1日を経過するまで** ※5月8日 学校保健安全法施行規則改正
- 5類感染症移行に伴い、「濃厚接触者」の特定は行わないことから、**児童生徒が、濃厚接触があったとみなされる場合でも、直ちに出席停止の対象としない** ※従前は、濃厚接触者も出席停止措置

感染流行時の対応

- 感染のリスクが比較的高い学習活動時は、学習活動に支障がない範囲で、対応可能な感染防止対策を実施
(例)対面となるグループワーク、実験・観察 ⇒ 常時換気、少人数で実施、大声NG など
- 児童生徒及び教職員に、マスク着用を呼びかける
- 集団感染事案への対応については、保健所と連携し、情報収集や検査調整を進め、必要に応じて市町村とも協力しながら助言を行う

5月8日以降の県庁体制

- **新型コロナウイルス感染症対策本部事務局、感染症対策センター、職員応援体制によるコロナ即応体制を構築済。**
- **職員の感染防止対策を引き続き実施する。**

コロナ即応体制

○新型コロナウイルス感染症対策本部事務局（法に基づかない任意組織）

- ・庁内プロジェクトチームの統括組織として、感染症対策局が担当（感染症対策、ワクチン接種推進、事業・生活支援、人権啓発）
- ・感染対策や療養に関することなど総合的な相談対応

○感染症対策センター（鳥取県版CDC）

- ・感染症や疾病を克服するため、医療体制、公衆衛生対応、危機対応、研究対応を一体的に運用
- ・有事には危機管理対応や調査分析、情報収集発信を実施

○職員応援体制

- ・第9波に備えて、陽性者が増加しても対応できるよう、5月8日以降も職員の応援体制を構築済
- ・相談対応や感染症対策センターの業務など必要な支援を行い、万全の体制を期す

職員の感染防止対策

- 県民と接触する業務を除き、マスクの着用は任意（ただし、流行状況等に応じてマスク着用）
また、2方向の窓・扉の開放による換気の徹底等、基本的な対策を継続
- 職員が風邪症状を発症した場合、休暇の推奨や在宅勤務の指示により、職場内感染を防止
- 職場内での感染状況や陽性者との接触の程度に応じて、職員の検査を継続（職場内での陽性確認の場合はマスク着用） 14

5月8日以降、新型コロナの取扱いが変わります

感染不安時の検査

市販の
**検査キットで
自主検査**



※無料検査事業は5/7で終了

(行政検査、医療機関・社会福祉施設
向けのPCR検査等の支援は当面継続)

医療費

- 他の疾病と同様、**外来診療や処方薬に自己負担**が生じます
- **コロナ抗ウイルス薬**は引き続き**無料**（当面9月末まで）
- **入院治療費に自己負担**が生じます

※高額療養費の自己負担から2万円減額するなど**負担軽減策**があります（当面9月末まで）



陽性判明後の療養

- **発症翌日から5日間**は外出を控えることが推奨されます
(5日目も症状が継続する場合は軽快後1日が経過するまで)
※法律に基づく外出自粛は求められませんが、**発症後10日間**は
マスク着用など周囲の方にはうつさない配慮をお願いします



- **濃厚接触者に対する外出自粛は法的に求められませんが、同居
家族等の陽性が判明した際は、ご自身の体調にご注意ください**

療養時の支援

- 療養中に症状が悪化した場合や不安がある方は、

かかりつけ医又は感染症相談・支援センター

へご相談ください



5月8日以降の県民の皆様へのお願い

分類変更後も新型コロナウイルス感染症の感染力の高さに変わりはありません。周りの方や重症化リスクの高い方への感染を防ぐための対策をお願いします

周りの方に感染を広げないために…

- ✓ 無理せず出勤や登校を控え、自宅で安静に
(5日間かつ症状軽快後1日経過までの療養を推奨)
- ✓ 同居家族の方も特に5日間は体調管理を
(可能であれば家庭内でも部屋を分けるなどの対策)
- ✓ 発症後10日間は周りの方へうつさない配慮を
(マスク着用・咳エチケット、高齢者等ハイリスク者との接触を避ける等)

事業所やお店内で感染を広げないために…

- ✓ 従業員の陽性が判明した時は、無理をせず出勤を控える等の対策を
- ✓ 新たに『感染対策宣言店』制度を開始します。ご利用時の参考にするなど、宣言店や認証店の活用をお願いします

重症化リスクの高い方を感染から防ぐために…

- ✓ 医療機関の受診や高齢者施設の訪問時は、施設の指示に従ってマスク着用など感染対策へご協力を
- ✓ 手洗い等の手指衛生やエアロゾルを意識した換気は感染対策として有効
- ✓ 感染流行期において、高齢者等重症化リスクの高い方は換気の悪い場所・混雑した場所・近接した会話等を避けることも有効

5/8以降、感染対策は「個人の選択を尊重し、自主的な取組をベースとしたもの」に変わりますが、上記を踏まえ、自主的な感染対策の実施をお願いします。

5月8日以降の新型コロナ相談窓口

- 発熱等の症状がある方や、コロナ患者の症状悪化時は、**かかりつけ医**に相談ください。
※ 5類移行に伴い、**外来対応医療機関**を拡充しています。
- 自宅での処方薬の受け取りを希望される場合は、**かかりつけ医**又は**かかりつけ薬局**に相談ください。
- **かかりつけ医**がないなど相談先に迷う場合は「**新型コロナウイルス感染症相談・支援センター**」等に相談ください。

相談窓口

新型コロナウイルス感染症相談・支援センター

発熱時等の症状がある時や症状悪化時に、かかりつけ医がない場合の相談		感染対策や療養に関することなど、その他の総合相談		
受付時間	連絡先	受付時間	連絡先	
9:00～17:15 ※土日祝日含む	Tel 0120-567-492	平日 8:30～17:15	本庁	Tel0857-26-7799
	Fax 0857-50-1033		鳥取市保健所	Tel0857-30-8555
東部	Tel0857-22-5625		倉吉保健所	Tel0858-23-3261
	中部・西部		Tel0857-26-8633	米子保健所
上記の時間以外	【聴覚や発話の障がい等により音声通話が困難な方】		とっとりおとな・こども救急ダイヤル	
	専用の相談フォームで ご相談ください。		休日・夜間の症状悪化時の対処法や受診の必要性の判断などの 専門的な相談に対応	
	相談フォームQRコード	受付時間	連絡先	
		平日 19:00～翌8:00 土日祝日 8:00～翌8:00	おとな #7119、こども #8000	

GW期間中における医療体制

- 発熱等で受診を希望される場合は、**受診相談センター**又は事前に各医療機関にご連絡ください。受診時は、現在服用中の薬の情報が把握できるようお薬手帳やお薬説明書などを必ず持参してください。

[発熱等で相談先に迷う場合:受診相談センター]

[救急ダイヤル]

受付時間	連絡先
9:00~17:15	☎ 0120-567-492 FAX 0857-50-1033
上記以外の時間	東部 ☎ 0857-22-5625 中・西部 ☎ 0857-26-8633

	連絡先
おとな救急ダイヤル	☎ #7119
こども救急ダイヤル	☎ #8000

- GW期間中は、各急患診療所及び一部の医療機関・薬局で発熱患者に対応します。混雑が予想されますので、**各家庭で市販の解熱剤や抗原定性検査キットを備蓄するなど、セルフケアの準備**をお願いします。また、**適正受診にご協力**ください。

区分		5/1(月)	5/2(火)	5/3(水)	5/4(木)	5/5(金)	5/6(土)	5/7(日)	備考
東部	東部医師会急患診療所 (☎0857-22-2782)	19:00~22:00		9:00~17:00 19:00~22:00			19:00~22:00	9:00~17:00 19:00~22:00	内科・小児科
	開院する診療・検査医療機関数	65	62	4	3	4	45	5	
中部	中部休日急患診療所 (☎0858-22-5780)			9:00~12:30 13:30~17:00 18:00~21:00					内科・小児科
	開院する診療・検査医療機関数			40	39	4			3
西部	西部医師会急患診療所 (☎0859-34-6253)	19:00~22:00		9:00~22:00			19:00~22:00	9:00~22:00	内科・小児科
	境港日曜休日急患診療所 (☎0859-44-4173)			10:00~12:00 13:30~17:00					内科・小児科
	開院する診療・検査医療機関数			107	108	6			6
県計(急患診療所を含む数)		214	209	18	16	17	152	17	

感染を責めることは誰にもできません

感染者や医療従事者に対する、心ない言動や誹謗中傷、いじめ、詮索などの行為は、絶対にしないようにしましょう。

新型コロナウイルスと闘う患者・家族、そして、治療にあたる医療従事者に対する誹謗中傷や、不確かな情報を基にした情報の発信・拡散や詮索などの不当な行為は、人権を侵害する行為です。このような行為は絶対に行わず、地域全体で感染者等を温かく包み込むとともに、医療従事者をはじめ新型コロナ治療や社会機能維持のため頑張る方々に感謝し、応援しましょう。

ワクチン接種をしていない方に対する、差別的行為は絶対にしないようにしましょう。

ワクチン接種をしていない方への差別的行為も人権を侵害する行為です。ワクチン接種は本人の意思に基づくものであり、病気など様々な理由でワクチン接種をできない方もいらっしゃいます。接種の強制はしないようにしましょう。

マスク着用が推奨される効果的な場面においても、障がい、病気等によりマスクをつけられない方への配慮をお願いします。

触覚・嗅覚等の感覚過敏などの障がいや病気等により、マスク着用が推奨される効果的な場面であっても、マスクをつけられない方がいらっしゃいます。不当な差別や偏見につながることはないよう、県民の皆様のご理解をお願いします。

感染したことで悩んだら、下記に相談してください。

<ところとからだの相談窓口>

相談機関	受付時間	電話	FAX
いのちの電話相談	12:00～21:00 (土日祝を含む)	0857-21-4343	—
県立精神保健福祉センター	8:30～17:15 (土日祝を除く)	0857-21-3031	0857-21-3034
鳥取市保健所		0857-22-5616	0857-20-3962
中部総合事務所倉吉保健所		0858-23-3127	0858-23-4803
西部総合事務所米子保健所		0859-31-9310	0859-34-1392